

令和 7 年度（2025 年度）定期監査結果報告書

1 監査の対象

(1) 対象部局

土木部

(2) 対象事務

令和 7 年（2025 年）4 月 1 日から令和 7 年 11 月 30 日までに執行された財務に関する事務およびその他の事務

2 監査の期間

令和 7 年 12 月 25 日から令和 8 年（2026 年）5 月 25 日まで

3 監査の実施方法および内容

監査に当たっては、監査項目を定め、上記事務が法令等および予算の定めるところにより適正に執行されているか、経済性、効率性および有効性の観点を踏まえて執行されているかなどについて、抽出により、諸帳簿等の関係書類の確認をするとともに、関係職員から説明を聴取し、必要に応じて現地調査を実施するなど、函館市監査基準に基づき行った。

なお、各監査項目における主な着眼点は次のとおり。

(1) 予算の執行

- ア 計画的かつ効率的に行われているか。
- イ 会計区分、年度区分および予算科目は適正か。
- ウ 事務処理で法令等に違反するものはないか。

(2) 現金取扱事務

- ア 出納員その他の会計職員、企業出納員および現金取扱員以外の者が現金を扱っていないか。
- イ 現金出納簿等は正確に記帳されているか。
- ウ 収納金は適切に保管され、遅滞なく指定金融機関等に払込または預入されているか。

(3) 庶務的事務

ア 職員の服務に係る手続は適正か。

イ 金券等の管理および使用ならびに諸帳簿の整備は適正か。

4 監査の結果

監査の対象とした事務について、監査した限りにおいて、次のとおり見直しを要する点が見受けられた。

(1) 意見

ア 予算の執行

本市では、都市公園法に基づく設置管理許可制度により、元町公園内に所在する旧北海道庁函館支庁庁舎における公園施設の設置を、施設の所管部局である都市建設部が株式会社はこだて西部まちづく R e - D e s i g n（以下「まちづくり会社」という。）に許可しており、まちづくり会社はイベントの開催や軽飲食店および売店の運営を行っている。また、当該許可に基づく使用料は、函館市都市公園条例第 10 条の規定により、1 m²あたり月額 30 円として、使用面積 237.04 m²に対し年間 85,334 円を徴収している。

使用料は、施設の維持管理費に充てることや受益者負担の適正性といった観点から、適切に定める必要があるが、現行の使用料は昭和 62 年以降、約 40 年間改定されていない。

当該施設の使用料を他都市の条例に基づき試算すると、札幌市は 1 m²あたり月額 280 円で年間約 80 万円、青森市は 1 m²あたり月額 440 円で年間約 120 万円となる。また、旭川市では使用料を「旭川市行政財産の目的外使用に関する使用料徴収条例」に基づいて算定しており、試算した結果は年間約 60 万円となることから、現行の年間 85,334 円の使用料は低い水準にあると言える。

条例所管部局である土木部においても、使用料の見直しを検討するとのことであるが、本市の財政状況が厳しさを増し、事業の

見直しをはじめとする行財政改革に取り組んでいることも踏まえ、適正な受益者負担と使用料収入の確保の観点から、公園の立地条件、利用状況、既存建物の価値等を考慮したうえで、定期的な検証と見直しを行うなど、公園使用料の適正化に努められたい。

また、飲食店等の公園施設の収益を公園の整備等に充てることのできる公募設置管理制度（P a r k－P F I）の導入などによる財産の有効活用についても検討されたい。